

かじや知宏 議員報告



<生年月日>昭和43年9月12日 <年齢>46歳 <出身地>大阪府枚方市 <趣味>読書、スポーツ観戦、神社仏閣巡り <血液型>O型
<経歴>阪保育所→殿山第二小→枚方三中→牧野高→龍谷大→報知新聞社(11年)→枚方市広報課(3年3ヶ月)→行政書士

<市役所>〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 電話072-841-1221代

<自宅>〒573-0171 枚方市北山1-23-57 電話090-3705-9393

Eメール tomohiro@t-kajiya.com

かじや知宏のホームページ
<http://www.t-kajiya.com>

職員会館内の労働組合事務所使用料問題 市民感覚とかけ離れた労組の対応に疑問



枚方市職員労働組合(市職労)が、職員会館内にある事務所の使用料の支払いを巡って、9月26日に枚方市長を相手取り、大阪地裁に提訴したことが明らかになりました。市はこれまで労働組合の事務所について無償で使用を許可しており、議会からは適正な使用料を徴収するよう再三指摘がなされてきました。この間、私も指摘を重ねてきましたが、ようやく今年度から市職員関係労働組合に年間54万3038円(148.68平方メートル)、市職労に年間48万6097円(133.09平方メートル)の使用料を支払うことを条件に使用を許可することになりました。それに対し市職労から異議申し立てが行われましたが、市は市議会の同意を得て棄却。しかし、その後も市職労は滞納を続け、7月末の納付期限を過ぎても納付されなかったことから、市は至急納付するよう8月12日付で催告するとともに、9月議会でも「引き続き納付するよう求め、それでも納付されない場合については、法的措置も含めて検討していく」との見解を示していたところでした。

今回のケースは、大阪市のように庁舎から追い出したわけではなく、単に格安の使用料(正規使用料の半額、市駅周辺の実勢価格の1割程度)の支払いを求めているに過ぎず、市民感覚としては滞納した上に提訴までする市職労の対応に疑問を感じます。市職労の日刊ニュース<裏面参照>には「市長は維新政治ときっぱり手を切れ」「組合事務所をめぐるたたかいは、日本を『戦争する国』にしたい勢力の増長を食い止めるたたかい」など、事務所の使用料滞納の言い訳が並んでいます。しかし、竹内市長と大阪維新の会の政策は大きく異なっており手を握っているとは思われませんし、事務所使用料の徴収と「戦争する国」とどこがどう繋がるのか、少々理解に苦しみます。さらに、市民の代表である議会からの正当な指摘を「反動派によるまったく筋の通らない組合攻撃」と受け取るなど、法令に則って職務を遂行する公務員としては不穏当であり、認識不足と言わざるを得ません。今後、適正な使用料の徴収に向け、労働組合に対しては一切妥協することのないよう市に求めていきます。

税金の流れの透明化 ムダの排除 既得権の見直し

市民の手に税金と政治を取り戻します!!

活動の詳細はホームページをご覧ください

かじや知宏

で 検索



ブログのQRコード



tomohiro.kajiya



@kajiya_tomohiro

※フェイスブックとツイッターのアカウントを開設しています。

駅前報告を行っています

～520回継続中～

一人でも多くの市民の方に市政情報をお伝えしたいという思いから、午前6時20分頃～8時30分頃に駅前「議員報告」の配布を行っています。

皆さんはこの労働組合のニュースを読んでどのように思われますか？

2014年 9月 29日 日曜日

枚方市職労 日刊ニュース

第 13597号

市長は維新政治ときっぱり手を切れ 組合事務所使用料めぐり裁判提訴

枚方市職労は9月26日金曜日、大阪自治労連弁護団9人を代理人として、枚方市長を被告とする訴状を大阪地裁に提出した。訴訟内容は、今年度の市職員会館における市職労事務所使用について、枚方市長が使用料を徴収とした処分を取り消しを求めたものである。

市職員会館規則第1条は「職員の福利厚生増進に寄与するため」に会館を設置するとうたっている。市職労は給与・勤務時間その他の労働条件の維持改善を図る活動を取り組み、まぎれもなく、職員の福利厚生増進の一端を担ってきた。それゆえ、会館の一部を組合事務所として使うことはまさに、会館本来の目的に沿った使用である。だからこそ、1971年職員会館オープン以来43年間無料で使用してきたのである。この点において、行政財産の「目的外」使用だから有料が基本だとする当局の主張は完全に破たんしている。

振り返ると、2012年3月6日の市

議会で市長は次のように、極めて明瞭に的を射た答弁を行っている。「大阪府都市職員共済組合が昭和42年に解散した際の配分金を原資の一部に、職員の福利厚生増進に寄与する施設として昭和46年に建設された経過がございます。こういった経過からして、職員団体の事務所としての使用は職員会館の目的に沿ったものであり、職員会館の建設の趣旨からも免除の基準を適用することは妥当であると考えております」。

それがなぜ、今年度の使用料請求に至ったのか。維新の会あるいはその手法に触発されて公務労働組合攻撃にやっきとなる勢力に対して、迎合して尻馬に乗って一緒になって攻撃したりはしないという点において、市長はまっとうな見識があり、健全なバランス感覚を持つものの、毅然たる態度を最後まで貫けないという決定的な弱点を抱えているからである。今回の提訴は第一に、市長の弱点をただし、市政運営全

般にかかわって維新政治ときっぱり手を切る立場に市長を立たせるたかいかいである。

第二に、組合事務所をめぐるたかいかいは、たんに賃料を払うのか否かだけを争う小さな取り組みではない。全国に広がる官製ワーキングプアをなくす取り組み、公務に働く非正規の均等待遇をめざす運動と表裏一体のたたかいかいである。なぜなら、公務労働組合攻撃に熱心な勢力と、かつて枚方市が一般職非常勤職員の月給が低い分の少ないながらの穴埋めで支給していた一時金と退職金を攻撃した勢力は大きく重なっているからである。ゆえに、組合事務所をめぐるたかいかいは、まぎれもなく、官製ワーキングプアをなくす取り組みに敵対する勢力とのたたかいかいである。

第三に、組合事務所をめぐるたかいかいは、憲法を骨抜きにしようとする策動を打ち砕き、憲法25条が定める生存権を社会のすみずみに行き渡らせるとりくみと深くつなが

っている。公務労働組合は微力ながらだが、日頃から社会保障業務に携わるとい特性をいかし、地域に暮らす人々の社会保障を守るたかいかいの一翼を担い、国民健康保険、介護保険、生活保護、障害福祉、保育、公的医療、公衆衛生などの分野で住民と共同してそれぞれの水準の維持向上に取り組んできた。社会保障を根底から変質させようともくろんでいる新自由主義勢力にとって、公務労働組合は「目の上のたんこぶ」である。この勢力が組合事務所攻撃を繰り返していることを見逃してはならない。

第四に、組合事務所をめぐるたかいかいは、日本を「戦争する国」にしたい勢力の増長を食い止めるたかいかいである。今、公務員は憲法15条2項のもと、「全体の奉仕者」の立場が保障されているが、戦争中は「天皇に仕える官吏」たることを強いられ、軍隊召集令状＝赤紙配達を行った。この痛苦な歴史をふまえ、戦後の自治体労働組合は教職

員組合とともに地域で反戦平和の取り組みの核となってきた。集団的自衛権容認などのきな臭い動きに立ちかたがる労働組合の弱体化攻撃のひとつが事務所攻撃である。

以上の見地から市職労は筋を通して使用料支払いを拒否し、今回の提訴に至った。市職労は「使用料が払える金額か否か」を基準に判断したりはしないことを強調しておきたい。また、日頃接している当局との関係を「悪くしたくない」という願望にとらわれて変に妥協する道はとらない。無論、「なるべく関係を悪くしたくない」とは考えている。しかし、反動派によるまったく筋の通らない組合攻撃に対して毅然たる姿勢を貫き通すことができず、今となっては反動派と同調してしまっている当局とまで「仲良くすること」はできない。

立場のいかんを問わず、維新政治に心を痛めるすべての方々がこのたたかいかいを支援して下さいよう、心より訴える次第である。

日刊ニュース

発行



大阪自治労連
枚方市職員労働組合

F573-8666
大阪府枚方市
大垣内町
2丁目1番20号
☎072(841)1221
内線 3620 番
直通072(845)2629
FAX072(845)2627

〈部内資料〉

- ◆事務所の使用料を徴収することが、なぜ「戦争をする国」とつながるのでしょうか？
 - ◆市民の代表である議会からの正当な指摘を、なぜ「反動派による攻撃」と受け取るのでしょうか？
 - ◆竹内市長と大阪維新の会の政策は大きく異なり、そもそも手を握っていないのでは？
- 使用料滞納を正当化していますが、皆さんはこれに納得できますか？



職場を基礎に要求で団結しよう

かじや知宏議員報告 参考資料

ほぼ毎朝、市役所の玄関前で職員に配布されている労働組合のニュースです